

第4章 農山漁村の活性化・多様な交流に向けて

1 農山漁村の活性化に向けて

(1) 農山漁村活性化の取組

九州農政局では、各地域で創意工夫をもって農山漁村活性化の取組を行っている協議会等への支援を行っています。

【九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012in長崎の開催】 (主催：九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012実行委員会)

民間主導となって5回目を迎える「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム」が、平成24年12月5～6日の2日間、長崎県で開催されました。

1日目は県内7か所で分科会を行い、テーマに沿ったパネルディスカッションによる議論を行いました。

〔各分科会の検討テーマ〕

高島エリア：「グリーン・ツーリズムのオフシーズン対策」

西海エリア：「地域をブランディングする技 伝授します」

大村・波佐見エリア：「地域の6次産業化 成功の秘訣」

島原半島エリア：「発見！あなたの町のGTスタイル」

松浦・平戸・佐世保エリア：「体験型修学旅行の次に目指すもの」

小値賀エリア：「しごとをつくる、島で暮らす」

五島エリア：「海を活かした観光体験のあり方」

2日目は大村市に集結し、長崎県内各地のおふくろの味を集めた「スローフード大交流会」でお腹を満たした後、「九州のムラたび応援団」養父団長の司会により、「グリーン・ツーリズム、その更なる高みを目指し」をテーマに、前日の熱い議論を踏まえたディスカッションが行われました。

全体会の最後には、九州各県の実践者紹介が行われるとともに、25年度は福岡県で開催することが発表されました。

回数を重ねるごとに参加者が増え、九州内外から過去最高の676名が集まったことから、「GT先進地 九州」の一面を実感出来る大会でした。

シンポジウム全体会



スローフード大交流会



大村産バナナ入刀

子どもたちが、農山漁村での農作業・宿泊体験等を通じて、農山漁村のありのままを知り、ものの見方や考え方を深め、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育むなど、力強く成長してもらうことを目的に、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して小学生の体験活動を推進しています。

九州各地では、25の地域で子ども農山漁村交流プロジェクトによるモデル事業が取り組まれています。受入側の協議会等が事業主体となって、地域にある様々な自然、農林漁業、農産物の加工、農村工芸及び伝統芸能等の地域資源を活かした体験メニュー・プログラムを整備し、子どもたちの受入れを行っています。

【八代市グリーン・ツーリズム推進協議会（熊本県八代市）^{やつしるし}】

八代市グリーン・ツーリズム推進協議会は、市の総合計画に盛り込まれた農山漁村の公益性の保全や啓発を目的とした体験学習の推進や、新たな観光資源の活用のため、22年度から市内外の小学生を対象にした「子ども農山漁村交流プロジェクト」に取り組んでいます。子どもの受入れに当たっては、22年度から農林水産省の「食と地域の交流促進対策交付金」等を活用し、農業体験や郷土料理体験等、各種体験メニューの充実を図るとともに、インストラクター等人材の養成やリスクマネジメント等の各種研修会を実施するなど、受入れのための体制整備を進めています。

24年度には、平家の落人で有名な^{ごかのしょう}五家荘において、小学生16名が2泊3日で民泊体験やそば打ち体験、山女魚^{やまめ}つかみ取り等の体験をしました。

また、同協議会では教育旅行の受入れにも力を入れており、福岡や中国、関西方面への広報活動を行って、26年度には関西方面から中学校2校（約370名）の教育旅行の受入れを行うこととなっています。



そば打ち体験



山女魚つかみ取り体験

施設整備等に対する支援については、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」（以下「農山漁村活性化法」という。）に基づき、県又は市町村が活性化計画を作成し、国が当該計画の実施のために「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を交付し、総合的取組を支援しています。

九州では、19年度から23年度までに7県139市町村で活性化計画が策定されており、24年度は新規に27件の活性化計画が策定され、継続分と合わせ58件の活性化計画に基づく事業が行われています。

（「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の活用事例）

【地域に密着した農林水産物の直売で活性化】

（田尻^{たじり}地区活性化計画）

ながしまちょう
（鹿児島県長島町）

長島町は、農業・漁業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、基幹産業である農漁業の生産物売り上げの増大が課題でした。また、23年3月に九州新幹線全線開通を控えていたこともあり、都市部からの観光客を呼び込むため、本町の入り口という地理的に有利な条件をフルに活用した地域活性化を目指し、「黒之瀬戸だんだん市場」を建設しました（22年3月、道の駅に登録）。

当初は、年間販売額を2億円と試算していましたが、農産物、水産物（主に活魚、加工品）とも販売は好調で目標額を大きく上回る2億5千万円を売り上げています。農産物は町内産の赤土ばれいしょが好調で、町内に耕作放棄地はなく、逆に開拓している状況です。また水産物についても、町において地元水産物を使った加工グループの育成に努めていますが、現在6団体が育っており、今後も育成していく計画となっています。

なお、この直売所の周辺には海産物を中心とした飲食店が集まっていますが、それらの飲食店との競合を避けるため

に、食事等のできる施設は併設していません。逆にそれらの飲食店が当施設へ材料の仕入れに訪れており、近隣の施設等とも望ましい関係を保っています。



「黒之瀬戸だんだん市場」



店内の様子



店内には地元特産品や加工品が並ぶ



(2) 中山間地域の活性化に向けて

九州における中山間地域は、総土地面積の7割を占めており、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮しています。また、経営耕地面積（総農家）や農家人口（販売農家）に占める中山間地域の割合も、それぞれ約5割となっており、重要な農業地域となっています（表4-1）。一方で、中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されており、地域の活性化に向けた取組が求められています。

表4-1 中山間地域の概要

区 分	総土地面積 (km ²)	経営耕地面積 (総農家) (ha)	農家人口 (販売農家) (千人)		耕作放棄地 面積 (ha)
			うち 65歳以上		
九州 ①	42,191	367,315	865	316	60,570
うち中山間地域②	30,503	168,117	414	160	34,632
②／①(%)	72.3	45.8	47.9	50.6	57.2

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」（組替）

注1：農家人口とは、農林業センサス結果における農家世帯員数のことです。

注2：耕作放棄地面積は、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家を合わせたものです。

注3：中山間地域のデータは、平成22年2月1日現在の市町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在の市町村で集計したものです。ここでいう中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分」（平成20年6月16日改定）において、中間農業地域及び山間農業地域を指します。

このため、農林水産省では、中山間地域の活性化の取組を支援する中山間地域総合整備事業等を実施しています。

【次世代へつなぐ棚田整備（熊本県山鹿市菊鹿町年の原地区）】

年の原地区は、熊本県山鹿市の北東に位置する石積みの棚田が連なる山間地域で、県内有数の種籾の生産地となっています。しかし、種籾栽培は水稲（主食用）に比べ多くの手間、労力がかかるうえ、地区内のほ場は狭小かつ不整形であったことから、生産の衰退や耕作放棄地の拡大が懸念されていました。このため、平成17年度から22年度にかけて中山間地域総合整備事業に取り組み、ほ場整備による区画の集積や農業用排水施設、農道の整備を実施しました。その結果、農作業にかかる労働時間の短縮や担い手農家等への農地の集積が図られ、持続的な種籾栽培が可能となり、耕作放棄地の拡大を防止することができました。

また、事業を契機として近隣3集落の有志による地域づくりグループ「八三会^{*}」が結成され、棚田米の販売や棚田を利用した農業体験の開催等、地域の活性化への取組が広がっています。こうした取組は地域のPRだけでなく、地域住民にとっても地域のすばらしさを再確認する機会となり、次世代へつなぐためにも地域農業を支え、守っていく意識が一層高まりました。



整備された農地等



棚田での農業体験を終えて

^{*}「八 三 会」の名前の由来は、「^は八^{さん}ヶ岳山麓の^か三^が集落」と「^はストレス^が発散」の意味が込められています。

（中山間地域等直接支払制度を活用した取組等）

農業生産条件が不利な中山間地域等の支援を行い、耕作放棄地の発生防止による多面的機能の維持を図ることを目的として、12年度から「中山間地域等直接支払制度」が導入されています。

本制度においては、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間農業生産活動を維持することが要件となっています。22年度からは、高齢化等によって農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けることで交付金を受けることが可能となるなど、地域における高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直したうえ、第3期対策として実施されています。

24年度末までに、九州では163市町村で計5,943協定が締結され、その交付面積は約8万6千haとなっています。

本制度によって、水路・農道等の維持管理のほか、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、都市住民との交流等、地域の活性化に向けて様々な取組が展開されています。

【集落の特産品を生かした加工品開発を目指す】

（長崎県長与町木場集落）

木場集落では、集落内の住民で高齢者等を共同で支援するため、中山間地域等直接支払制度に取り組んだことを契機に、農作業受委託等を行う組織づくりへの機運が高まり、19年度に集落営農組織「夢の郷 長与木場」を設立し、元気で住みよい集落づくりを目指しています。

また、近年では、地域特産のかんきつを利用した加工品開発に取り組むとともに6次産業化プランナーや先進地域から講師を迎えた研修会の開催、他県での取組事例や企業を視察するなど、起業化ノウハウの習得に努めて集落ぐるみで6次産業化を進めているところです。

さらに同地域で加工・販売に取り組んでいる集落や直売所グループ等との連携も視野に入れながら、かんきつ以外の地場産農産物の加工品開発と販売の検討も進めています。



【ミカン畑が広がる集落全景】



【6次産業化のための視察研修】

(3) 鳥獣被害とその対策

ア 農作物被害の状況について

野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物の被害金額は、全国で226億円（平成23年度）となっており、毎年200億円規模で高止まり傾向にあります。

九州においても、イノシシ、カラスを中心に約36億円（23年度）の被害報告があります。獣種別にみると、獣類では、イノシシが54%と半数以上を占め、次いで、シカ10%、サル5%の順となっており、鳥類では、カラスが17%で最も多く、次いで、ヒヨドリ3%、スズメ2%となっています。



カラスによる食害（とうもろこし）

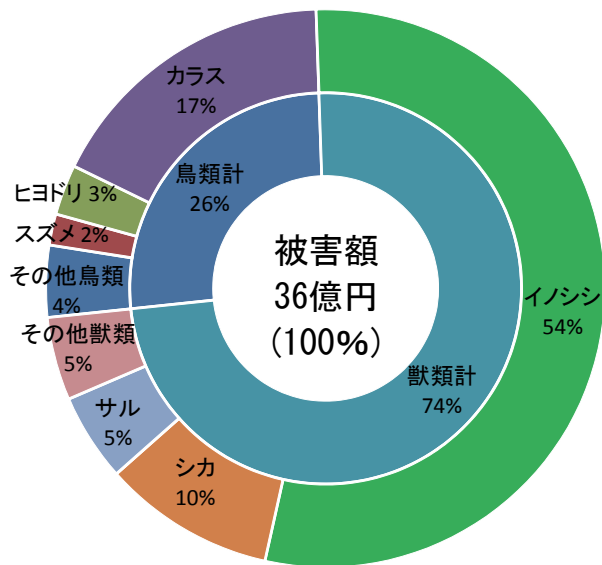
イ 鳥獣被害防止特措法に基づく地域主体の取組

このように鳥獣による被害が深刻化・広域化していることから、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が、24年3月に一部改正され、鳥獣による人への危害に対処する事項等が追加されました。

この鳥獣被害防止特措法に基づき、被害軽減の目標値や取組方針等を定めた被害防止計画を作成した市町村には、国が財政上の措置を講じるなど、各種の措置が受けられます。

24年4月末現在、九州では全市町村の9割以上を占める221市町村（管内の

図4-1 獣種別農作物被害金額(九州)



資料：農林水産省

特に、野生鳥獣による被害については、収穫時に被害を受けることが、営農意欲の減退、ひいては不作付地の増加につながり、被害金額以上の深刻な影響が懸念されます。

また最近では、農林水産業に係る被害に加えて、鳥獣等が住宅街に現れることによる人の身体等への被害や交通事故などの生活環境被害の影響についても懸念されています。

全市町村数233) が計画を作成しており、地域主体の取組が着実に進んでいます。

表 4 - 2 被害防止計画の作成状況(24年4月末現在)

区 分	全市町村数	被害防止計画作成
全 国	1,742	1,195
九 州	233	221
福 岡 県	60	56
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	42
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	26
鹿 児 島 県	43	39

資料：農林水産省

ウ 被害防止計画に基づく取組に対する総合的な支援

農林水産省では鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が作成した被害防止計画の取組を、鳥獣被害防止総合対策により総合的に支援しています。

24年度は、鳥獣被害対策実施隊による捕獲等地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な取組に対する支援を実施しました。

また、野生鳥獣の個体数増加に対応するため、24年度補正予算で鳥獣害防止緊急捕獲等対策として、捕獲活動の更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止対策を緊急的に実施しています。

さらに、これら対策の一環として、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手である「鳥獣被害対策実施隊」が、全国で521市町村、九州では147市町村(24年10月末現在)に設置されています。



侵入防止柵

表 4 - 3 鳥獣被害対策実施隊の設置状況(平成24年10月末現在)

区 分	全市町村数	鳥獣被害対策実施隊の設置数
全 国	1,719	521
九 州	233	147
福 岡 県	60	32
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	19
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	22
鹿 児 島 県	43	16

資料：農林水産省

エ 九州農政局の取組

九州農政局では、地域における鳥獣被害対策の担い手を確保し、実効性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた重点的な支援を行なうこととしており、ブロック説明会や管内各県及び各市町村等での出前説明会を開催しています。

また「鳥獣被害の現状と対策について（九州農政局版）」を作成し、管内の取組事例などを掲載することにより、九州各地域での被害防止活動の推進を図っています。

【効果的な鳥獣対策のための情報共有システム構築にむけた取組（大分県）】

これまで、イノシシ・シカの生息分布区域、密度情報（位置、頭数）については、狩猟者等からの情報を蓄積していました。

しかし、各種の情報が単独で存在しているため、情報の共有、収集結果の現場へのフィードバックがうまく機能していませんでした。

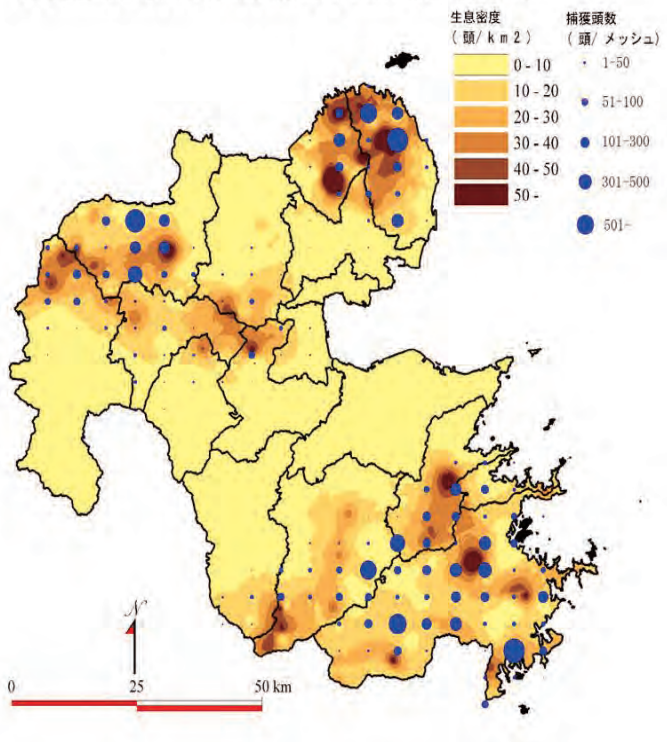
また、被害対策を実施していく上での基礎情報となる鳥獣の生息環境状況（採草地・耕作放棄地・森林植生等）を十分活用していませんでした。

そこで、大分県では位置情報と関連づけられる各情報を、関係者で情報共有することにより、より効果的な対策を地域ごとに実践するシステムづくりに向けて、資料の収集や分析等を行っています。

これにより、生息密度や捕獲頭数のデータの統合により、どの地区を捕獲対策の重点に置くべきか検討することができます。

シカ捕獲頭数とシカ生息密度分布図について

- ①シカの生息密度分布図とハンターマップのメッシュ毎に平成23年度シカ捕獲頭数（有害捕獲と狩猟捕獲の合計）を重ねて図示した。
- ②生息密度は色の濃さ、捕獲頭数は●の大きさと示している。
- ③生息密度の高い地域でシカの捕獲頭数が多くなっている傾向が見られる。



2 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を目指して

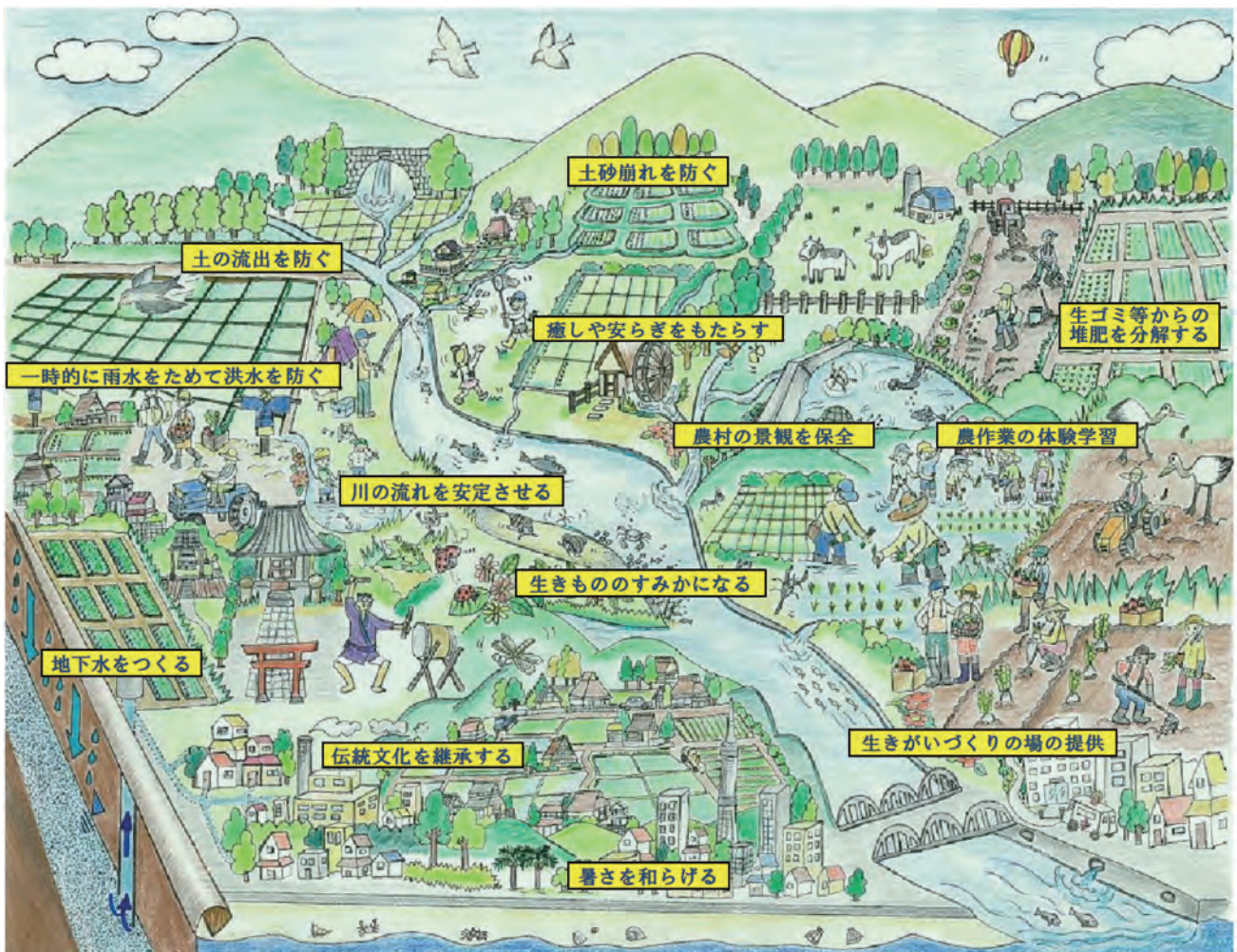
(1) 農業・農村のもつ多面的な機能

(農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮が必要)

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その農業生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、様々な役割を有しており、その役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受しています。また、農業は、農山漁村地域の中で、林業や水産業と相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています（図4-2）。

このようなことから、農業、農村がこれら多面的機能を十分発揮できるように農業・農村の持続的な発展に努めていくことが必要です。

図4-2 農業・農村のもつ多面的機能



資料：九州農政局作成

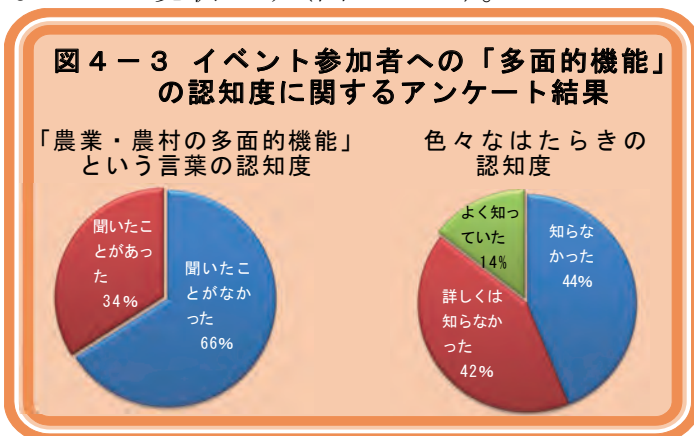
(農業・農村のもつ多面的機能の普及・啓発)

近年、生きものを守り育みながら生産した農産物や中山間地域の遊休農地を活用して栽培した農産物をブランド化する取組（メダカ米、棚田米等）、農地等を癒し・安らぎや生きがいを感じたりする場として活用する取組等が行われ

るようになってきていますが、これら多面的機能の発揮につながる事例はまだ少なく、広がっていない状況にあります。

また、平成24年度に九州農政局が、主に消費者を対象とした管内の各種イベント参加者に対して行った「多面的機能」の認知度に関するアンケート結果では、6割以上の方が「農業・農村の多面的機能」という言葉を「聞いたことがなかった」と回答し、色々なはたらきの認知度については、8割以上の方が「知らなかった」、「詳しくは知らなかった」と回答しており、名称のみならず、果たしている役割もあまり知られていないのが現状です(図4-3)。

このため、九州農政局では、多面的機能を身近に感じ・気づいてもらい、農業・農村と我が国の成り立ちとの関係について考えていただけるよう、ホームページ[※]での多面的機能の発揮につながる取組事例の紹介や、道の駅(農産物産館)へのリーフレット配布などの情報提供に努めています。



資料：九州農政局

【各種イベントにおける普及・啓発活動の状況】



「佐賀平野『水と歴史』の探検隊」での子供達への説明の様子



道の駅等へのリーフレットの設置状況



「そお市民祭」におけるPRの様子



九州農政局「消費者の部屋」における展示の様子

※ 九州農政局HP「農業農村の多面的機能」
→http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/totishigen_tamen.html

ここでは、取組の事例の中から①多面的機能を発揮しながら、地域振興及び地域の活性化につながっている取組や、②障がい者や高齢者を受け入れ、農作業体験を通して自立や生きがいを感じてもらおう活動を紹介します。

①【レモングラスを活用した遊休農地対策と農商工活性化（佐賀県武雄市）】
～農事組合法人 武雄育ちレモングラスハッピーファーマーズ～

中山間地域の遊休農地対策として高齢者の生きがいにもなるような収益性の高い農作物であるレモングラスを導入し、地元企業と連携した加工品の開発・販売を行っています。



レモングラスの生産者



レモングラスを使った商品

レモングラスを栽培することで、遊休農地が活用され、中山間地域が有する洪水防止・土砂崩壊防止・土壌侵食防止などの機能保全につながっています。また、その生産物の商品化・産地化を図ることで、地域の活性化等に役立っています。

②【農作業や食を通じた地域の健康づくり（熊本県益城町）】
～社会医療法人ましき会（益城病院）・健康の駅「健味健食園」～

益城病院では、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業として、障がい者の社会復帰・社会参加と食を通じた地域の健康づくりを目的に、平成18年11月に「健味健食園」を開設しました。

「健味健食園」は、病院に隣接する健康農園やレストラン、パン工房等の施設を障がい者の就労訓練の場として運営し、地域交流や食を通じた健康づくりを発信する基地として活動を展開しています。



健康農園での農作業（稲刈り体験）



地域の高齢者とグラウンドゴルフ場の管理等を通して交流



パン工房での作業

(2) 農地・農業用水等の保全管理の現状

農地・農業用水等の資源は、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難な状況にあります。このため、農林水産省では、19年度から「農地・水・環境保全向上対策」により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきました。23年度からは、これまでの「農地・水・環境保全向上対策」を見直し、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修等を行う取組に対して支援する「農地・水保全管理支払交付金」による対策を実施しています。さらに、24年度からは循環かんがいによる水質保全やグリーンベルトによる土壌保全等、水質・土壌等の高度な保全の取組に対する支援を拡充しています。

九州では、農用地・農業用水等の保全管理に関する共同活動は、24年度末（25年1月末時点見込み）で197の市町村において3,678の活動組織により取組が行われており、対象農地面積は18万8,128haとなっています。

また、農業用排水路等の長寿命化のための補修等の活動は、24年度末（25年1月末時点見込み）で155の市町村において1,534の活動組織により取組が行われており、対象農地面積は8万2,194haとなっています。

【かたはら つ 片原津区農村環境保全協議会（ひしまち 大分県日出町）】 ～大切な水・農地・農法を次世代の子供たちへ～

この地域では、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた環境活動を目標に、20年度から農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでいます。

水路や農道の草刈り等の共同活動のほか、子ども会と連携した景観形成活動のひまわり等の植栽や地域ぐるみの農作業を通じた伝統文化の継承を行っています。また、都市住民、立命館アジア太平洋大学の学生を招いた地域交流活動による異文化交流を行うなど、農家と非農家の新たな交流も生まれています。

今後も地域住民だけでなく、地域内外の学校教育機関や都市住民と連携した活動を引き続き行い、地域の活性化に役立てていくこととしています。



ひまわりの植栽



稲刈り体験



異文化交流

【^おに^おの^さと^の会（^そお^し鹿^の島^県曾^の於^市）】
～地域共同による農業用施設の長寿命化への取組～

この地域では、ほ場の基盤整備が実施されておらず、農業用水路は土水路の状態であり、施設の漏水対策や長寿命化対策の実施が望まれていました。

高齢化が進む中、19年度から農地・水・環境保全向上対策事業に取り組み、非農家を含めて土砂上げ等の共同活動を実施することにより水路の適正な維持管理のみならず、地域のつながりも取り戻されてきました。

23年度からは、農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）により地域内の土木建設業経験者の指揮のもと、集落の自主施工で土水路をコンクリート水路に更新するなど、水路の長寿命化に取り組んでいます。



施工前（土水路）



施工中（水路布設状況）



施工後（コンクリート水路）

（3）農地・水保全管理支払交付金にかかる関係機関の取組

九州では、活動組織のさらなる意識の高揚と情報の共有化を図るため、「ふるさと環境フォーラム・九州連絡会」の主催による「九州『農地・水・環境保全』フォーラム in 鹿児島（24年11月）」をはじめ、シンポジウム、活動組織の集い等様々な取組が行われています。取組の中で行われる活動組織の事例発表を通じて、地域内交流や子供会等と連携した世代間交流による「地域コミュニティの強化」や「農地や自然環境保全に対する意識の向上」等、地域における活動の課題が浮き彫りにされました。

〔各県で開催された取組〕

- 25年 1月 福岡県「農地・水保全管理支払交付金の実施にかかる研修会」
- 25年 2月 長崎県「農地・水保全管理支払対策促進大会」
- 25年 2月 熊本県「くまもと・むらの再生フォーラム～農地水・中山間直払合同研修会～」



事例発表の様子（フォーラム in 鹿児島）

